

**令和7年度電波の利用状況調査
（各種無線システム・714MHz超の周波数帯及び
公共業務用無線局）に係る調査方針（案）**

**令和6年10月23日
総合通信基盤局電波部
電波政策課
重要無線室**

目次

「令和5年度電波の利用状況調査(各種無線システム・714MHz 超の周波数帯)に係る電波の有効利用の程度の評価結果」を踏まえた調査の改善	… 2ページ
「令和5年度電波の利用状況調査(公共業務用無線局)に係る電波の有効利用の程度の評価結果」を踏まえた調査の改善	… 7ページ
令和7年度調査方針(案)	… 10ページ

令和7年度電波の利用状況調査

**「令和5年度電波の利用状況調査
(各種無線システム・714MHz 超の周波数帯)
に係る電波の有効利用の程度の評価結果」
を踏まえた調査の改善**

○「令和5年度電波の利用状況調査（各種無線システム・714MHz超の周波数帯）に係る電波の有効利用の程度の評価結果」における総括において、次の2点が検討課題として挙げられている。

<今後の調査及び評価に向けた検討課題等>

評価結果P.118-P.119

● システムごとの無線局数の増減要因等の調査

714MHz超の周波数帯の評価は周波数区分ごとに定性的に行ったものであるが、**システムごとの無線局数の増減に着目すると、大きく増加又は減少しているシステムがある**。電波の有効利用の観点からは、無線局数が増加傾向にあり、割当てられた帯域では将来的な需要に応えられないと考えられるシステムについては、効率的な技術の導入や帯域の拡張等に向けた検討を行っていくこと、減少傾向にあるシステムについては、その要因も踏まえつつ、周波数割当ての見直しや更なる共用の推進等に向けた検討を行っていくことも重要であると考えられる。

【課題①】

利用状況調査を担当する総務省においては、**無線局数に大きな増減の傾向が見られるシステム**であって、**その要因や今後の需要動向を把握する必要があるもの**などについて、**調査票による調査を行うことを検討**いただきたい。

● 総合通信局別の「システムごとの無線局数の増減傾向」に係る調査結果の概要報告

総合通信局ごとの調査結果の概要に係る報告では、**周波数区分ごとの無線局数に着目し、その増減傾向が全国の傾向と異なる要因について、各システムの増減に基づく報告が、一部の周波数区分で行われた**（「714MHz超1.4GHz以下」の無線局数は、前回調査から全国では減少しているが、関東局のみ増加。これは、全国的に800MHz帯MCA陸上移動局や1.2GHz帯アマチュア無線が大きく減少している一方で、関東局では900MHz帯高度MCAの陸上移動局と920MHz帯移動体識別が大きく増加していることが要因であった）。

【課題②】

総合通信局別に、システムごとの無線局数に係る増減傾向を把握することも地域ごとの電波の有効利用の程度の観点から必要であると考えられることから、利用状況調査を担当する総務省においては、**すべての周波数区分において、総合通信局別に、全国と無線局数の増減傾向が異なるなどの特徴を有するシステムに係る調査結果の概要を報告**いただきたい。

【課題①】

- 利用状況調査を担当する総務省においては、**無線局数に大きな増減の傾向が見られるシステム**であって、**その要因や今後の需要動向を把握する必要があるもの**などについて、**調査票による調査を行うことを検討**いただきたい。

【課題①への対応】

1. 例年、「周波数再編アクションプランで周波数の移行やデジタル化等の取組が求められているシステム」を中心に、調査票調査の対象としている。
2. 評価結果におけるご指摘を踏まえ、周波数再編アクションプランに記載のないシステムのうち、令和3年度から令和5年度にかけての増減局数が、以下の**抽出条件1及び2**の両方を満たすシステムを抽出
抽出条件1：増減率が50%以上のシステム **抽出条件2：100局以上増減したシステム**
3. 上記条件を満たすもののうち、増減の要因や今後の需要動向を把握する必要があると考えられるシステムとして、**80GHz帯高速無線伝送システム**を、**新たに調査票調査の対象に加える**。

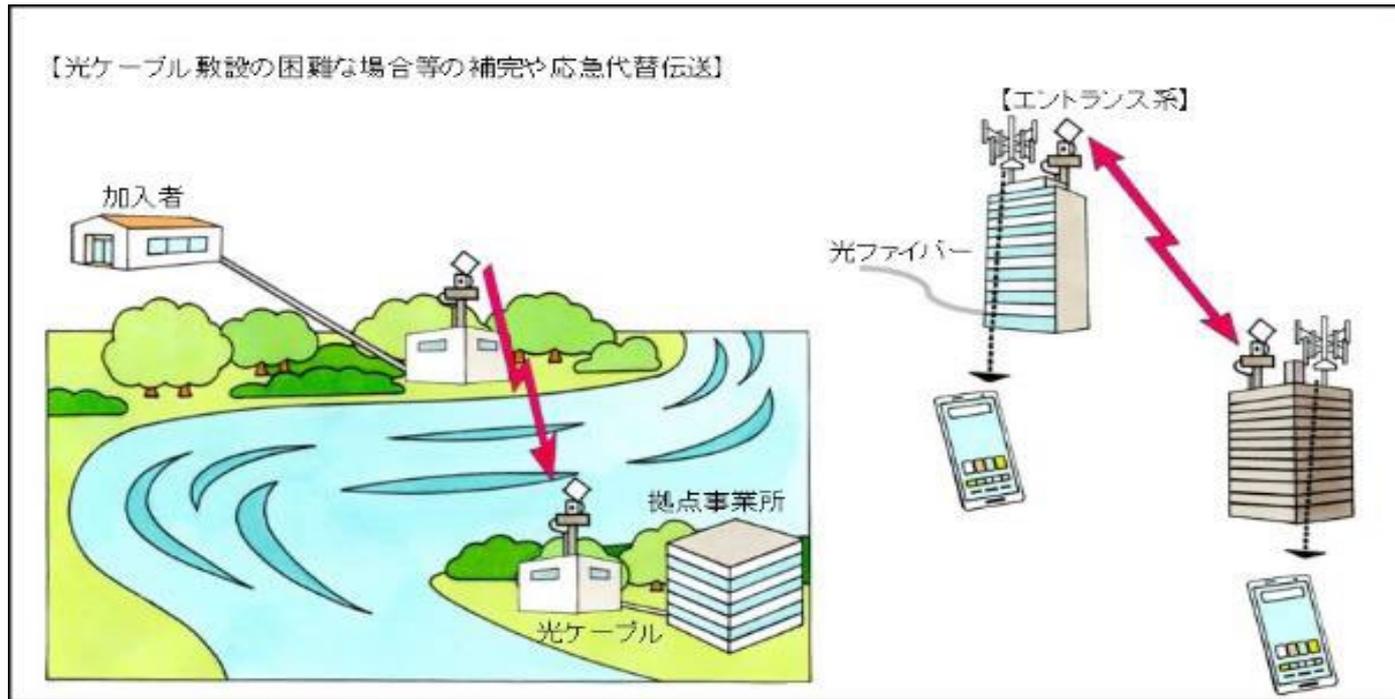
(参考) 80GHz帯高速無線伝送システムの局数の推移

令和3年度：742局 ⇒ 令和5年度：1,234局 (**+492局、増減率 66.3%**)

抽出条件を満たすシステムとして、**地域BWA/自営BWA/ローカル5Gの陸上移動局、920MHz帯移動体識別の陸上移動局、5.7GHz帯無人移動画像伝送システム**なども抽出されたが、基地局側の調査票調査によって増減要因等が把握可能であることや、アナログシステムからの移行による増加など、増減要因等がある程度推察可能であることなどから、対象から除外した。

【80GHz帯高速無線伝送システム】

光ケーブルの代替などに利用されるシステム。携帯電話等の基地局エントランスにも用いられている。



使用周波数帯は80GHz帯の5GHz×2（71GHz～76GHz及び81GHz～86GHz）
2km程度までの伝送を想定している。

【課題②】

➔ **総合通信局別に、システムごとの無線局数に係る増減傾向を把握することも地域ごとの電波の有効利用の程度観点から必要**であると考えられることから、利用状況調査を担当する総務省においては、**すべての周波数区分において、総合通信局別に、全国と無線局数の増減傾向が異なるなどの特徴を有するシステムに係る調査結果の概要を報告**いただきたい。

【課題②への対応】

1. 令和5年度調査結果では、局数増減傾向が総合通信局ごとで著しく異なるシステムを抜粋して、その概要を掲載。

(R5調査結果より抜粋)

- **①714MHz超1.4GHz以下の無線局数**：全国で約4千局減少する中、**関東総合通信局のみ約4千局増加**。
→【全国】 800MHz帯MCA陸上移動通信(陸上移動局)、1.2GHzアマチュア無線が関東総合通信局含め大きく減少。
【関東】 900MHz帯高度MCA陸上移動通信(陸上移動局)、920MHz帯移動体識別が合計で約8千局増
- **②1.4GHz超3.4GHz以下の無線局数**：全国で約9万局増加したのは、**関東総合通信局と近畿総合通信局の増加が影響**。
→【全国】 地域広帯域移動無線アクセスシステム(陸上移動局)が約11万局増
【関東】 地域広帯域移動無線アクセスシステム(陸上移動局)が約4万局増
【近畿】 地域広帯域移動無線アクセスシステム(陸上移動局)が約5万局増 } 約9万局増

2. 評価結果におけるご指摘を踏まえ、令和6年度調査結果においては、全ての周波数区分において、**全国と総合通信局で無線局数の増減傾向が異なるシステム**を総合通信局別にとりまとめ、概要を報告することとする。

(参考)

- ① 各周波数区分ごとに、全国で増減が大きいシステムを抽出
- ② ①のシステムについて、総合通信局ごとの増減をとりまとめ
- ③ ②でとりまとめた結果、総合通信局ごとの増減の傾向が、全国の増減傾向と異なるものについて概要を報告

令和7年度電波の利用状況調査

**「令和5年度電波の利用状況調査
(公共業務用無線局)に係る
電波の有効利用の程度の評価結果」
を踏まえた調査の改善**

「令和5年度電波の利用状況調査（公共業務用無線局）に係る電波の有効利用の程度の評価結果」における総括のなかで、次の3点が検討課題として挙げられた。

評価結果P.135-P.136

<今後の調査及び評価に向けた検討課題等>

● 災害等への対策や運用継続性の確保のための対策に係る調査結果の正確性の確保

災害等への対策や運用継続性の確保のための対策に係る調査の結果、全ての無線局において「対策を実施していない」との回答であったシステムについて、理由の詳細を確認したところ、例えば、「水害のおそれがない高所に設定しているため対策を実施していないと回答したが、本件調査において、当該理由の場合は、全ての無線局において「対策を実施している」との回答が適切であった」などとして、免許人から回答の修正が行われた。

【課題①】

利用状況調査を担当する総務省においては、調査票の設問を工夫するなどにより、**調査結果の正確性の確保**に努めていただきたい。また、上記の災害対策等に係る設問以外も含め、総務省において調査票の設問を検討するに当たっては、できるだけ**調査の目的に合致した**回答が免許人から得られるよう工夫いただきたい。

● 調査票による調査結果の詳細確認

懇談会報告書における今後の取組の方向性が「廃止」となっているシステムについて、調査票による調査の結果では「移行・代替・廃止の計画なし。その理由は、代替可能なシステムがないため。」との回答であったことから、その詳細を確認したところ、「関係府省庁は、今後、システムの使用期限が設定され、当該期限を迎えるまでは無線局の運用を継続していく意向、また、当該期限を踏まえた上で代替可能なシステムを検討していく意向がある」ことが確認され、令和5年度の進捗としては「代替システムを今後検討予定」と評価した。

【課題②】

関係府省庁におけるより詳細な事情や背景等を考慮した評価を実施していくことも重要と考えられることから、利用状況調査を担当する総務省においては、次年度以降の調査票による調査において、**懇談会報告書における「今後の取組の方向性」に沿わない**など確認が必要と考えられるものについては、予め**関係府省庁に対し、その事情や背景等の詳細を確認**した上で、調査結果の報告をいただきたい。

● 5GHz 帯気象レーダー・5GHz 帯空港気象レーダー(C 帯)に係る調査

5GHz 帯気象レーダー・5GHz 帯空港気象レーダー(C 帯)においては、従来の電子管型の代わりに半導体素子を使用した固体素子型の送信機を採用することにより、使用帯域の狭帯域化が図られ、無線LAN と共用が必要な帯域が縮小されるなど、固体素子型は電波の有効利用に資する技術と考えられる。この点、電子管型から固体素子型への更新状況については、調査票による調査の対象に含まれていなかったが、更新状況を確認したところ、関係府省庁において更新が進展していることが判明した。

【課題③】

利用状況調査を担当する総務省においては、次年度以降、**電子管型から固体素子型への更新の進捗状況**も含めて調査結果の報告をいただきたい。

【課題①、②】

- ➔ 利用状況調査を担当する総務省においては、調査票の設問を工夫するなどにより、**調査結果の正確性の確保**に努めていただきたい。
また、上記の災害対策等に係る設問以外も含め、総務省において調査票の設問を検討するに当たっては、できるだけ**調査の目的に合致した**回答が免許人から得られるよう工夫いただきたい。
- ➔ 関係府省庁におけるより詳細な事情や背景等を考慮した評価を実施していくことも重要と考えられることから、利用状況調査を担当する総務省においては、次年度以降の調査票による調査において、**懇談会報告書における「今後の取組の方向性」に沿わない**など確認が必要と考えられるものについては、予め**関係府省庁に対し、その事情や背景等の詳細を確認**した上で、調査結果の報告をいただきたい。

【課題への対応】

調査結果を取りまとめるにあたり、調査の目的に合致しない回答や「今後の取組の方向性」に沿わない回答等については、関係府省庁に対し、その事情や背景を確認し、必要に応じて回答を修正するよう指摘することとする。

【課題③】

- ➔ 利用状況調査を担当する総務省においては、次年度以降、**電子管型から固体素子型への更新の進捗状況**も含めて調査結果の報告をいただきたい。

【課題への対応】

関係府省庁に進捗状況を確認の上、報告することとする。

令和7年度電波の利用状況調査

令和7年度調査方針（案）

電波の利用状況調査は、電波法に基づき、総務大臣が調査区分ごとに調査を行い、その結果を電波監理審議会に報告するとともに、結果の概要を公表する(根拠規定:電波法第26条の2)。

電波監理審議会は、当該結果に基づき、電波の有効利用の程度の評価を行う(根拠規定:電波法第26条の3)。この評価結果を踏まえ、総務大臣は周波数割当計画の作成・変更、電波の有効利用に資する政策への反映を実施。

電波の利用状況の調査 [電波法第26条の2第1項]

電気通信業務用基地局

(携帯電話・全国BWA)
(毎年)

[法第26条の2第1項第1号]

[省令第3条第1項第1号]

電気通信業務用基地局以外の無線局

[法第26条の2第1項第2号]

公共業務用無線局

(毎年)

[省令第3条第1項第2号]

各種無線システム

① 714MHz以下(令和6年度)

② 714MHz超(令和7年度)

[省令第3条第1項第3号]

臨時の利用状況調査

(必要に応じ)

[省令第7条]

〈調査事項〉

- ①無線局数、免許人数、目的・用途、無線設備の使用技術、現に使用している周波数の幅
- ②無線通信の通信量、電波の能率的な利用確保のための技術の導入状況、無線局の使用実態、代替可能性、電波を有効利用するための計画、使用周波数の移行計画、接続・卸業務提供の状況

〈調査事項〉

- ①無線局数、免許人数、目的・用途、無線設備の使用技術
- ②無線通信の通信量、電波の能率的な利用確保のための技術の導入状況、無線局の使用実態、代替可能性、電波を有効利用するための計画、使用周波数の移行計画
- ③発射状況調査(補完調査)

…総務大臣

…電波監理審議会

調査結果の報告・概要の公表

[法第26条の2第2項]

有効利用評価方針の事前公表

[法第26条の3第2項]

評価(案)の検討

事業者ヒアリング [法第26条の3第5項]

評価(案)に対する意見募集

意見募集内容の検討

評価結果の公表

[法第26条の3第4項]

周波数割当計画の作成・変更、電波の有効利用に資する政策への反映

1. 調査対象

- ・ 714MHz超の周波数を利用する無線局（MCA、衛星通信、レーダー、無線アクセスシステム等）
 - ・ 公共業務用無線局（国の機関が免許人の各種自営無線、レーダー等）
- （注）携帯無線通信・全国BWAは別途毎年度調査

2. 調査対象無線局

令和7年4月1日現在において開設している無線局
 （参考）R5年度調査（714MHz超）無線局数：約105.2万局、免許人数：約14.9万者

3. 調査方法

PARTNER調査



（総合無線局管理ファイル）

調査事項：無線局数、免許人数、電波の型式等

対象：714MHz超の全ての電波利用システム
 公共業務用無線局31システム

調査票調査



免許人

調査事項：年間の運用時間・運用区域、移行・代替予定、運用管理取組状況等

対象：通常調査対象システム(システム単位)
 重点調査対象システム(無線局単位)
 公共業務用無線局31システム(システム単位)

※免許不要局は登録証明機関等に出荷台数等の調査を実施

電波の発射状況調査



無線局

調査事項：実運用時間、運用エリア等

対象：主に重点調査対象システム

✓ 通常・重点調査対象システム

○周波数の使用期限があるもの、周波数再編アクションプランにおいて対応が求められている電波利用システム等を調査票調査の対象システムに選定

○そのうち、新たな電波利用システムに需要がある周波数を使用するもの、移行状況を把握する必要があるもの等について、重点調査対象システムに選定

※通常調査対象システム：重点調査以外の調査票調査対象システムとする

重点調査対象：重点調査告示（※）に合致するもの

（※）次の1～4のいずれかの電波利用システムが使用する周波数帯であって、過去の調査・評価結果等を考慮し、特に必要と認められるもの

1. 周波数割当計画において使用期限等の条件が定められている電波利用システム
2. 周波数再編アクションプランにおいて対応が求められている電波利用システム
3. 新たな電波利用システムに需要がある周波数を使用する電波利用システム
4. 周波数割当てに関する国際的動向その他の事情を考慮し周波数の再編に関する検討が必要な電波利用システム

✓ 公共業務用無線局対象システム

○省令※1第3条第2項に基づき、総務大臣が指定した無線局※2

①他用途での需要（携帯電話、無線LAN等）が顕在化している周波数を使用するシステム

②アナログ方式を用いるシステム

※1 電波の利用状況の調査及び電波の有効利用の程度の評価に関する省令（平成14年総務省令第110号）

※2 デジタル変革時代の電波政策懇談会の議論において、需要が顕在化している他用途との周波数共用や、デジタル方式等の導入の進捗状況等について、当面の間は毎年フォローアップすることとされた31システムの無線局

4. 調査結果の作成

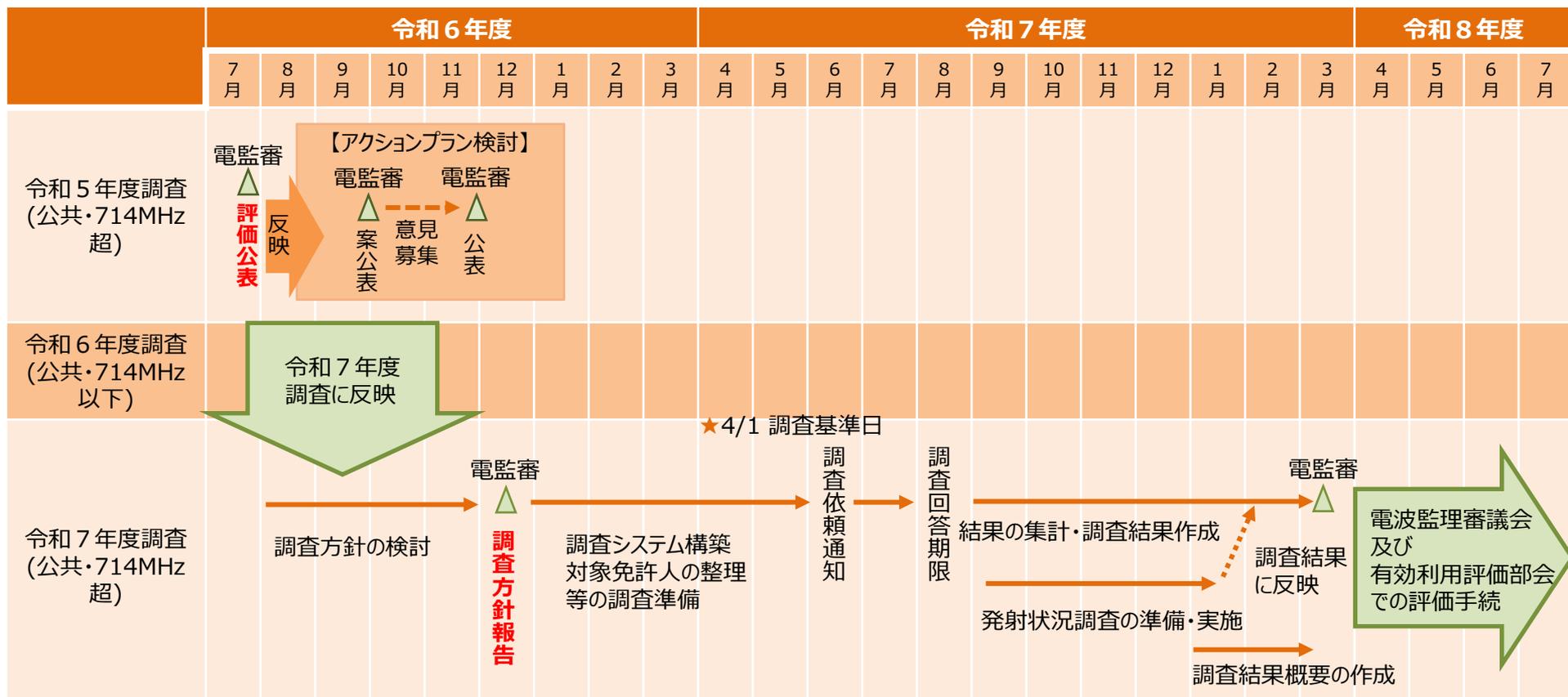
✓ 通常・重点調査対象システム

- 調査対象の電波利用システムについて、総合通信局の管轄区域ごと、また、周波数の特性や電波利用形態等を勘案し適切な周波数帯等ごとに取りまとめた調査結果及び調査結果概要を作成

✓ 公共業務用無線局対象システム

- 調査対象の電波利用システムについて、公表システム、不公表システムごとに取りまとめた調査結果及び調査結果概要を作成

5. スケジュール



有効利用評価方針の評価の事項	PARTNER調査	調査票調査	発射状況調査	備考
① 無線局の数	○			※1
② 無線局の行う無線通信の通信量		○	○	※1
③ 電波の能率的な利用を確保するための技術の導入状況		○		※1
④ 免許人の数	○			※2
⑤ 無線局の目的及び用途	○			※2
⑥ 無線設備の使用技術	○	(○)		※2
⑦ 無線局の具体的な使用実態		○	○	※2
⑧ 他の電気通信手段への代替可能性		○		※2
⑨ 電波を有効利用するための計画		○		※2
⑩ 使用周波数の移行計画		○		※2

有効利用評価方針の評価の考慮事項	PARTNER調査	調査票調査	発射状況調査	備考
(1) 社会的貢献性		○		※3
(2) 運用取組状況		○		※3

※1 電波法第26条の3第1項第1号から第3号までにおいて規定

※2 電波の利用状況の調査及び電波の有効利用の程度の評価に関する省令第5条第1項第2号ニからヌまでにおいて規定

※3 有効利用評価方針 第三条 第5項において規定

○令和7年度の重点調査対象システムについては、周波数再編アクションプランにおいて対応が求められているなど、重点調査告示に基づき、以下の3システムを対象として検討。

		対象システム案	周波数帯	周波数再編APにおける記載
重点対象①	システム1	映像STL/TTL/TSL (Bバンド)	5.9GHz帯	5.9GHz帯V2X 導入検討帯域
	システム2	15GHz帯電気通信業務(中継系・エントランス)	15GHz帯	WRC-27 IMT特定候補帯域
重点対象②	システム3	15GHz帯電気通信業務災害対策用		

(参考) 重点調査告示

電波の利用状況の調査等に関する省令第五条の二に規定する重点調査の実施に係る基本的な方針 (令和2年総務省告示第126号)

重点調査は、次のいずれかに該当する電波利用システムが使用する周波数帯であって、電波法第二十六条の二第一項の規定に基づく利用状況調査及び同法第二十六条の三第一項の規定に基づく有効利用評価に係る過去の結果その他の必要な事項を考慮し特に必要と認めるものとする。

- 一 電波法第二十六条第一項に規定する周波数割当計画において、周波数の使用期限等の条件が定められている周波数の電波を使用している電波利用システム
- 二 総務省が策定及び公表している具体的な周波数の再編に関する取組(周波数再編アクションプラン)において対応が求められている電波利用システム
- 三 新たな電波利用システムに関して需要がある周波数を使用している電波利用システム
- 四 周波数割当てに関する国際的動向その他の事情を考慮して、周波数の再編に関する検討が必要な電波利用システム

※免許人数及び無線局数は令和6年4月時点。免許人数は総通局の重複あり。

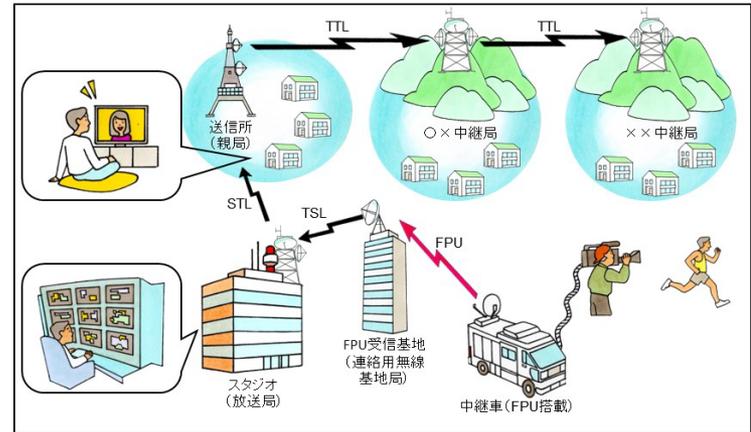
電波利用システム	周波数再編アクションプラン（令和6年度版）※における取組の記載 ※意見募集中（10/1～10/30まで）	免許人数 ／無線局数
映像STL/TTL/TSL(Bバンド)	<p>自動運転システム（安全運転支援を含む。）の進展・重要性に鑑み、既存のITS用周波数帯（760MHz帯等）に加え、国際的に検討が進められている5.9GHz帯（5850～5925MHz）の追加割当てに向けて、「自動運転時代の“次世代のITS通信”研究会」において、「国際的な周波数調和や既存無線局との干渉などを勘案し、5895～5925MHzの最大30MHz幅を目途にV2X通信向けの割当てを検討する」旨の中間取りまとめを策定した（令和5年8月）。同中間取りまとめに基づき、具体的な検討を継続する。</p> <p>具体的には、5.9GHz帯の一部（5888～5925MHz）について、既存無線システムの移行先周波数の確保や移行支援、5.9GHz帯V2Xシステムの隣接システム等との周波数共用検討などを実施するとともに、政府戦略を踏まえた新東名高速道路等における実験環境整備・技術実証や、導入・実用化に向けた新たな周波数移行・再編スキームの検討等を通じ、5.9GHz帯V2Xシステムの導入・普及に向けた道筋を明らかにした上で、令和8年度中を目途にV2X通信向けへの周波数割当てを行う。</p>	40/130

【重点調査対象システムに選定する理由】

「自動運転時代の“次世代のITS通信”研究会」中間取りまとめ（令和5年8月）において、**5895～5925MHzの最大30MHz幅を目途にV2X通信向けの割当てを検討することとされたことを踏まえ、同帯域を使用する既存システムである、STL/TTL/TSL（Bバンド）**について、移行先周波数の確保や移行方策の検討に資するデータを取得するため。

【システムの概要】

本システムは、テレビジョン放送事業者が、スタジオから送信所（親局及び中継局）まで又は送信所から送信所まで放送番組を伝送（STL/TTL）するために利用している。また、ニュース音声等の番組素材を取材現場から放送局のスタジオまで伝送（TSL）するために利用されている。Bバンドは、雨や霧による影響が少ないことから、中長距離の伝送に適している。

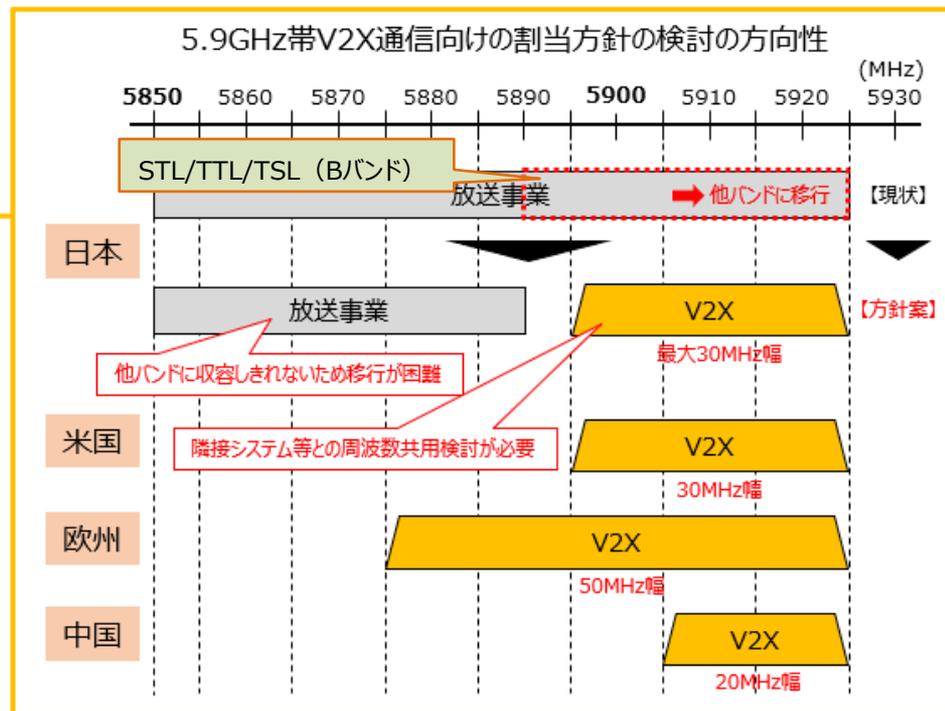
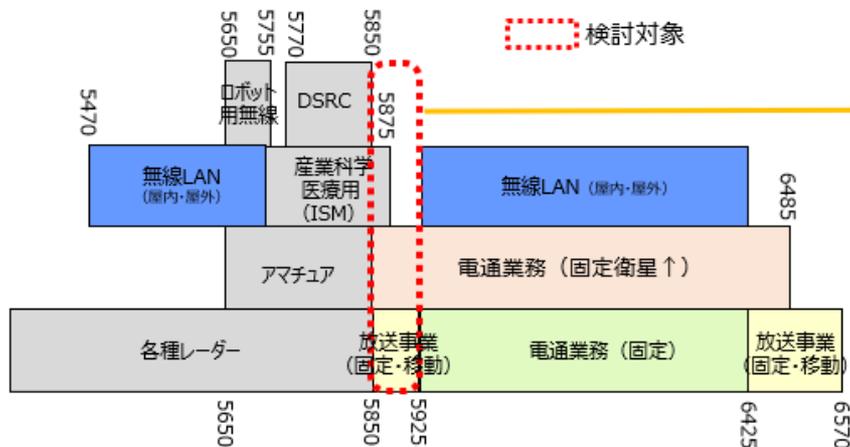


周波数再編アクションプラン（令和6年度版※）（概要）より引用

※周波数再編アクションプラン（令和6年度版）は意見募集中（10/1～10/30まで）

IV V2Xの検討推進

- 自動運転システム（安全運転支援を含む。）の進展・重要性に鑑み、既存のITS用周波数帯（760MHz帯等）に加え、国際的に検討が進められている5.9GHz帯（5850～5925MHz）の追加割当てに向けて、「自動運転時代の“次世代のITS通信”研究会」において、「国際的な周波数調和や既存無線局との干渉などを勘案し、**5895～5925MHzの最大30MHz幅を目的にV2X通信向けの割当てを検討する**」旨の中間取りまとめを策定した（令和5年8月）。同中間取りまとめに基づき、具体的な検討を継続する。
- 具体的には、5.9GHz帯の一部（5888～5925MHz）について、**既存無線システムの移行先周波数の確保や移行支援、5.9GHz帯V2Xシステムの隣接システム等との周波数共用検討などを実施するとともに、政府戦略を踏まえた新東名高速道路等における実験環境整備・技術実証や、導入・実用化に向けた新たな周波数移行・再編スキームの検討等**を通じ、5.9GHz帯V2Xシステムの導入・普及に向けた道筋を明らかにした上で、**令和8年度中を目的にV2X通信向けへの周波数割当て**を行う。



V2X : Vehicle to everythingを意味する。自動車と自動車 (V2V : 車車間通信) や、自動車とネットワーク (V2N) など、自動車と様々なモノの間の通信形態の総称。
ITS : Intelligent Transport Systems の略。高度道路交通システム。情報通信技術等を活用し、人と道路と車両を一体のシステムとして構築することで、渋滞、交通事故、環境悪化等の道路交通問題の解決を図るもの。

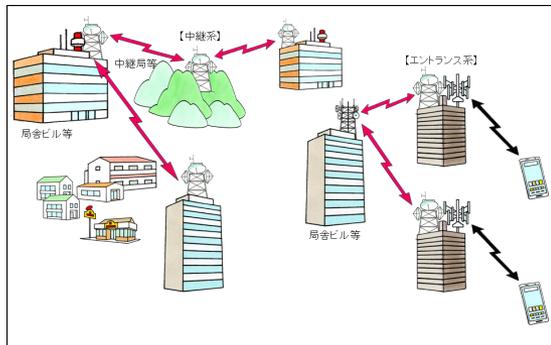
※免許人数及び無線局数は令和6年4月時点。免許人数は総通局の重複あり。

電波利用システム	周波数再編アクションプラン（令和6年度版）※における取組の記載 ※意見募集中（10/1～10/30まで）	免許人数 ／無線局数
15GHz帯電気通信業務(中継系・エントランス)	・WRC-27に向けてIMT特定の可能性の検討が実施されている周波数帯（14.8～15.35GHz）については、諸外国における動向や具体的な利用ニーズ、既存無線システムとの共用可能性等を踏まえ、適切な時期にWRC-27での対処方針についての検討を行う。	12/897
15GHz帯電気通信業務災害対策用		6/24

【重点調査対象システムに選定する理由】

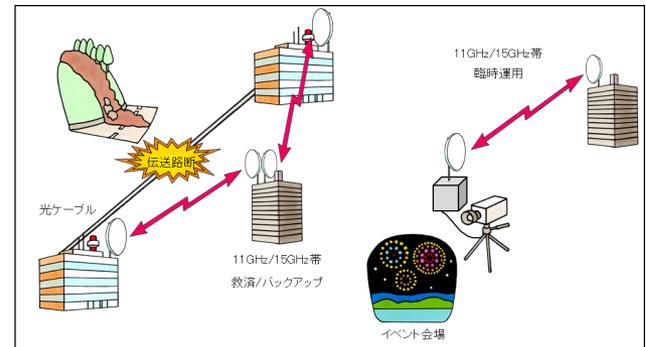
14.8～15.35GHzは、WRC-27に向けてIMT特定候補帯域の可能性の検討が実施されている周波数帯であることから、**同帯域を使用している既存システムである、電気通信業務用のシステム**について、利用状況を調査し、WRCの議論に資するデータを取得するため。

【システムの概要】15GHz帯電気通信業務(中継系・エントランス)



15GHz帯（14.4GHz～15.35GHz帯）は、11GHz帯、18GHz帯の同システムと同様に、電気通信事業者が、電気通信業務用無線局の免許を受け、概ね十数kmまでのスパンにおいて、用途に応じた伝送（25～150Mbps）に利用している。本周波数帯は、比較的短い距離の通信に適しており、主に携帯電話等の基地局エントランスとして用いられている。

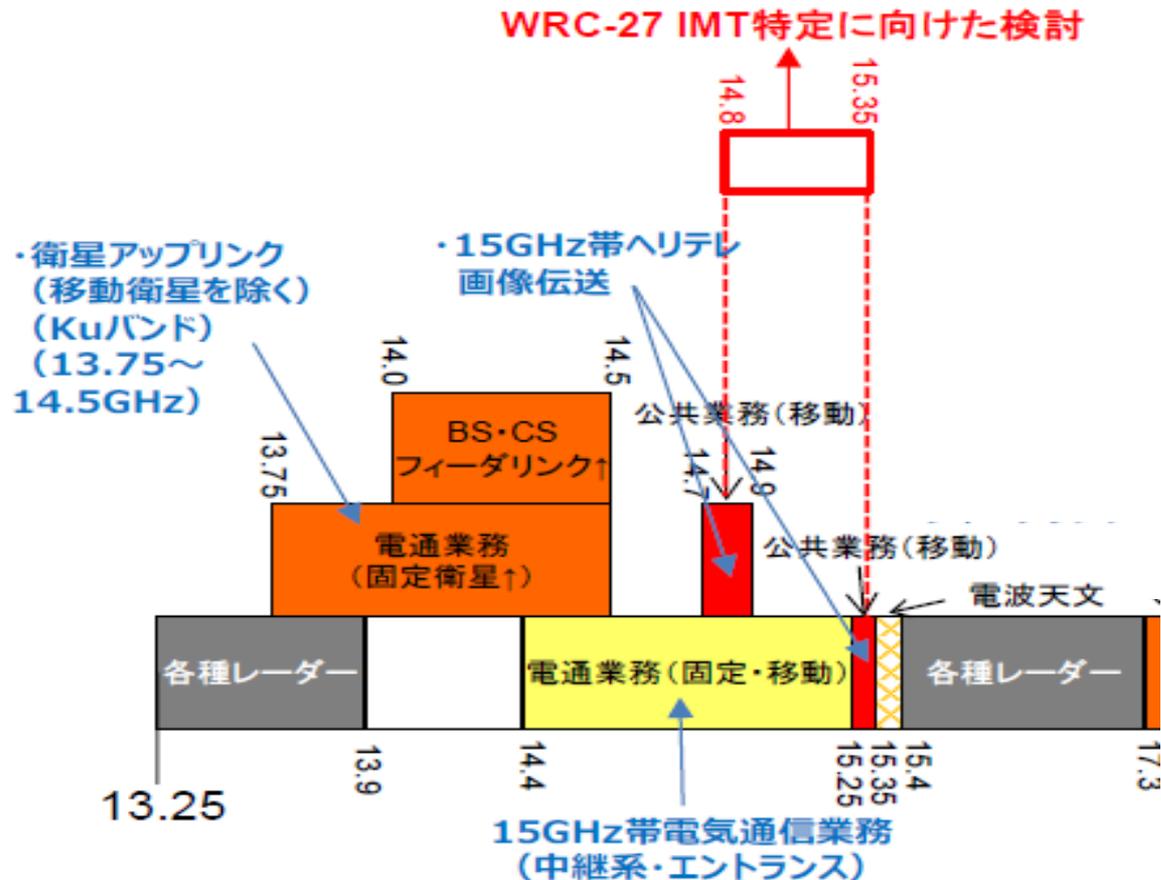
【システムの概要】15GHz帯電気通信業務災害対策用



本システムは、電気通信事業者が災害等発生時の伝送路の救済や確保のために、臨時回線を構築する目的で利用している。また、イベント等開催時に、現地からの臨時映像を伝送するために利用する。

【WRC-27議題1.7】

既存一次業務を考慮した、4400-4800MHz、7125-8400MHz（またはその一部）、及び**14.8-15.35GHz**におけるIMT使用のための共用・両立性検討、及び技術的条件の策定



IMT : International Mobile Telecommunication
携帯電話等の国際的な移動通信システム

周波数再編アクションプランの記載等を踏まえた通常調査対象システムは以下のとおり

※意見募集中 (10/1～10/30まで)

電波利用システム	周波数再編アクションプラン (令和6年度版) ※における取組の主な記載
800MHz帯MCA陸上移動通信(陸上移動中継局) 800MHz帯MCA陸上移動通信(陸上移動局) 900MHz帯高度MCA陸上移動通信(陸上移動中継局) 900MHz帯高度MCA陸上移動通信(陸上移動局)	<ul style="list-style-type: none"> ・デジタルMCA陸上移動通信システムについて、令和11年5月末をもってサービスを終了するとの発表があったことを踏まえ、代替可能なシステムへの移行を促進するとともに、移行により開放される周波数において新たな無線システムを早期に導入できるように、移行期間中からの周波数共用による段階的導入の可能性も含め、新たな無線システムの技術的条件等について令和6年度中を目途に取りまとめる。 ・高度MCA無線通信システムについて、令和9年3月末をもってサービスを終了するとの発表があったことを踏まえ、代替可能なシステムへの移行を促進するとともに、サービス終了後の周波数の活用方策について検討していく。
ルーラル加入者系無線(基地局)	<ul style="list-style-type: none"> ・2GHz帯ルーラル加入者系無線については、令和5年度電波の利用状況調査において、他の無線システムへの移行等により離島・山間部地域以外の需要が減少しており、着実な進展が認められることから、引き続き令和2年7月に高度化を行ったVHF帯加入者系デジタル無線システム等へ移行を進め、令和12年度に移行を完了させることを目指す。
6GHz帯電気通信業務用固定無線システム 6.5GHz帯電通・公共・一般業務(中継系・エントランス) 7.5GHz帯電通・公共・一般業務(中継系・エントランス)	<ul style="list-style-type: none"> ・島嶼部等の光ファイバ網の敷設が困難な地域への電気通信サービスの提供や災害時等の連絡手段として用いられる6/6.5/7.5GHz帯の電波を使用する固定無線通信システムの更なる高度化や無線LAN等との周波数共用による通信品質の改善等を実現するための技術検討を進め、令和6年度中を目途に技術的条件の取りまとめを行い、令和7年度中を目途に制度整備を行う。
15GHz帯電気通信業務テレビ伝送用 15GHz帯ヘリテレビ画像伝送	<ul style="list-style-type: none"> ・WRC-27に向けてIMT特定の可能性の検討が実施されている周波数帯(14.8～15.35GHz)については、諸外国における動向や具体的な利用ニーズ、既存無線システムとの共用可能性等を踏まえ、適切な時期にWRC-27での対処方針についての検討を行う。
22GHz帯電気通信業務(中継系・エントランス) 22GHz帯FWA 有線テレビジョン放送事業用(固定) 有線テレビジョン放送事業用(移動) 26GHz帯FWA 40GHz帯公共・一般業務(中継系) 40GHz帯映像FPU 40GHz帯駅ホーム画像伝送 40GHz帯画像伝送(公共業務用)	<ul style="list-style-type: none"> ・26GHz帯及び40GHz帯の5Gへの割当てに向け、当該周波数帯における既存の無線システムの移行先候補である、22GHz帯無線アクセスシステム(FWA)の高度化に係る技術試験を推進し、同試験の検討状況を適宜反映しながら、令和8年春頃を目途に技術的条件を取りまとめ、同年夏頃を目途に制度整備を実施する。

通常調査対象システム (続き)

※意見募集中 (10/1～10/30まで)

電波利用システム	周波数再編アクションプラン (令和6年度版) ※における取組の主な記載
衛星アップリンク(移動衛星を除く)(Cバンド)(5.85GHz超6.57GHz以下) 移動衛星アップリンク(Cバンド)(5.85GHz超6.57GHz以下)	・6GHz帯無線LANの屋外利用及び6.5GHz帯(6425～7125MHz)への屋外利用を含む周波数帯域の拡張に係る周波数共用等の技術的条件について、令和7年度中を目途に取りまとめる。取りまとめに当たっては、WRC-23においてIMT特定された周波数帯(7025～7125MHz)に留意するとともに、既存の無線局等への有害な干渉を与えないようにするために必要なAFC(Automated Frequency Coordination)システムの在り方やその運用方法等に関して検討し、その結果を踏まえることとする。
衛星アップリンク(ESIMを除く)(Kaバンド)(27.0GHz超31.0GHz以下)	・高度約600kmの軌道を利用するKa帯の非静止衛星通信システムの導入に向け、既存無線システムとの周波数共用に係る技術的条件等について検討を進め、令和6年度内を目途に制度整備を行う。
1.2GHz帯画像伝送用携帯局	・2.4、5.7GHz帯等の周波数の電波を使用して上空からのデジタル方式による画像伝送が可能な、無人移動体画像伝送システムの無線局に係る制度整備を平成28年に行った。これを踏まえ、1.2GHz帯を使用するアナログ方式の画像伝送システムの新たな免許取得が可能な期限を令和9年度までとし、2.4、5.7GHz帯等への早期の移行を図る。
X帯沿岸監視用レーダー X帯沿岸監視用レーダー(移動型) 9GHz帯気象レーダー 9GHz帯気象レーダー(可搬型)	・沿岸監視用レーダー等の需要の増加に対応するため、周波数帯域の拡張の検討や複数帯域対応型を含む高度化等を実施し、令和6年度中に技術基準を策定する。
N-STAR衛星移動通信システム(人工衛星局)	・2.6GHz帯(2645～2665MHz)については、既存の衛星移動通信システムの高度化システムへの移行状況等を踏まえ、既存無線システムへの影響に配慮しつつ、平時と災害時のダイナミックな周波数共用の適用を含め、移動通信システムの導入の可能性について検討を進める。
地球探査衛星	・WRC-27に向けてIMT特定の可能性の検討が実施されている周波数帯(4400～4800MHz、7125～8400MHz)については、諸外国における動向や具体的な利用ニーズ、既存無線システムとの共用可能性等を踏まえ、適切な時期にWRC-27での対処方針についての検討を行う。

通常調査対象システム (続き)

※意見募集中 (10/1～10/30まで)

電波利用システム	周波数再編アクションプラン (令和6年度版) ※における取組の主な記載
自営等広帯域移動無線アクセスシステム(基地局(屋内小型基地局・フェムトセル基地局を除く)) 地域広帯域移動無線アクセスシステム(基地局(屋内小型基地局・フェムトセル基地局を除く))	<ul style="list-style-type: none"> ・2.5GHz帯(2545～2645MHz)を使用する広帯域移動無線アクセスシステム(BWA)について、他の無線システム等への混信を防止しつつ、ドローン等による上空利用を可能とするための技術的条件の検討を令和6年7月に開始し、早期に結論が得られたものについては、同年内の取りまとめを目指す。
ローカル5G(4.6GHz超4.9GHz以下)(基地局)	<ul style="list-style-type: none"> ・ローカル5G(4.6～4.9GHz)については、海上利用(4.8～4.9GHzに限る。)に係る技術的条件や電波伝搬パラメータの精緻化等について情報通信審議会にて一部答申が令和6年7月に取りまとめられたことを踏まえ、令和6年度中を目途に制度整備を行う。また、手続が簡素化された実験試験局制度を、令和7年度内に導入することを目指す。
ローカル5G(28.2GHz超29.1GHz以下)(基地局)	<ul style="list-style-type: none"> ・ローカル5G(28.2～29.1GHz)については、電波伝搬パラメータの精緻化等について情報通信審議会にて一部答申が令和6年7月に取りまとめられたことを踏まえ、令和6年度中を目途に制度整備を行う。また、手続が簡素化された実験試験局制度を、令和7年度内に導入することを目指す。

通常調査対象システム (続き)

※意見募集中 (10/1~10/30まで)

電波利用システム	周波数再編アクションプラン (令和6年度版) ※における取組の主な記載
映像STL/TTL/TSL(Gバンド) 映像STL/TTL/TSL(Mバンド) 映像STL/TTL/TSL(Dバンド) 映像STL/TTL/TSL(Nバンド) 映像STL/TTL/TSL(Eバンド) 映像STL/TTL/TSL(Fバンド) 映像STL/TTL/TSL(Gバンド) 音声STL/TTL/TSL(Mバンド) 音声STL/TTL/TSL(Nバンド) 放送監視制御(Mバンド) 1.2GHz帯映像FPU 2.3GHz帯映像FPU 映像FPU(Bバンド) 映像FPU(Cバンド) 映像FPU(Dバンド) 映像FPU(Eバンド) 映像FPU(Fバンド) 映像FPU(Gバンド) 120GHz帯映像FPU 18GHz帯公共用小容量固定 18GHz帯電気通信業務(エントランス) 18GHz帯FWA 17GHz帯BSフィーダリンク 衛星ダウンリンク(Kaバンド)(17.3GHz超20.2GHz以下) ESIMアップリンク(Kaバンド)(29.5GHz超30.0GHz以下) 空港面探知レーダー 80GHz帯高速無線伝送システム	<p>(アクションプランにおいて特に言及はされていないが、各電波利用システムの状況を継続して把握するため、調査票調査の対象とする。)</p>

事務局注) [] 枠内は電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表

* アナログ方式を用いるシステム

公共業務用無線局調査対象システム(案)

分類	システム名	今後の方向性	概要	R6時点の対応
他用途での需要が顕在化している周波数を使用するシステム	① 1.2GHz帯画像伝送用携帯局*	廃止	人の立ち入りが困難な災害現場等において、被災状況等を撮影し、リアルタイムに地上へ映像を伝送するために使用するアナログ方式の無線通信システム	廃止済
	② 5GHz帯無線アクセスシステム	廃止	無線アクセス用として利用されている無線通信システム	検討中
	③ 気象レーダー(C帯)	周波数共用	全般的な気象観測等を行う気象レーダー	検討中
	④ 6.5GHz帯固定マイクロ	周波数共用	音声、データ及び画像(映像を含む)などの多様な情報を伝送する無線通信システム	検討中
	⑤ 携帯TV用*	廃止	地上の災害や事故現場等の映像を伝送する無線通信システム	廃止済
	⑥ 40GHz帯固定マイクロ	周波数移行	音声、データ及び画像(映像を含む)などの多様な情報を伝送する無線通信システム	移行済
	⑦ 38GHz帯FWA	周波数共用	関係府省庁等との電話、FAX、テレビ会議等のための主回線として使用する無線通信システム	検討中
	⑧ [非公表システムA]	周波数移行	[非公表]	移行済
	⑨ [非公表システムB]	周波数共用	[非公表]	検討中
アナログ方式を用いるシステム	① 路側通信用	デジタル化(うち1省庁は廃止)	国道等で一般車両に渋滞、事故等の道路交通情報を提供するための無線通信システム	検討中(うち1省庁は廃止)
	② 60MHz帯テレメータ	廃止	雨量データ等のテレメータとして利用されている無線通信システム	廃止中
	③ テレメータ	デジタル化	河川水位計や雨量計のデータを伝送する無線通信システム	技試実施中
	④ 水防用	デジタル化	水害の予防・復旧対策のため必要なデータの取得や、関係者間の音声連絡用に使用する無線通信システム	技試実施中
	⑤ ダム・砂防用移動無線	デジタル化	水防ダム、砂防ダム等の保守管理に使用しており、山間部等見通し外通信が主な地域における音声通信用の無線通信システム	技試実施中
	⑥ 水防道路用	廃止	水害対策並びに道路管理のための通信手段として、基地局と、車載又は携帯した移動局との間の連絡用として使用する無線通信システム	廃止済

令和7年度・公共業務用無線局の調査対象システム(案) (2/2)

事務局注) [] 枠内は電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表

分類	システム名	今後の方向性	概要	R6時点の対応
アナログ方式を用いるシステム	⑦ 中央防災150MHz	デジタル化	災害発生時又は訓練時に車載型や携帯型の無線設備を用いて関係者間の連絡用に使用する無線通信システム	廃止済
	⑧ 部内通信（災害時連絡用）	デジタル化	災害発生時又は訓練時に車両又は出先における職員との連絡用に使用する無線通信システム	検討中
	⑨ 気象業務用音声通信	デジタル化	地震・津波、火山災害等における緊急時の通信手段として使用する無線通信システム	デジタル化済
	⑩ 石油備蓄	デジタル化	国家石油備蓄基地で使用している音声連絡用の無線通信システム	検討中
	⑪ 防災相互波	デジタル化 (うち1省庁は廃止)	大規模災害時において、防災機関等が連携し円滑な対応を行うために、関係機関間で必要な連絡手段として使用する無線通信システム	検討中
	⑫ 400MHz帯リンク回線(水防道路用)	廃止	150MHz帯のアナログ移動無線の基地局アプローチ用の回線として使用する無線通信システム	廃止済
	⑬ 中央防災400MHz	デジタル化	災害発生時又は訓練時に車載型や携帯型の無線設備を用いて関係者間の連絡用に使用する無線通信システム	デジタル化済
	⑭ ヘリテレ連絡用	デジタル化 (うち2省庁は廃止)	ヘリコプターに搭載したテレビ画像伝送装置（ヘリテレ）に必要な連絡設定用の無線通信システム	技試実施中
	⑮ 気象用ラジオロケット	デジタル化	気象情報等を観測し、観測データを観測所に伝送する無線通信システム	技試実施中
	⑯ ヘリテレ	デジタル化 (うち1省庁は廃止)	ヘリコプター撮影動画をリアルタイム伝送するための無線通信システム	検討中
	⑰ MCA方式(K-COSMOS)	廃止	携帯電話用の無線通信システム	廃止済
	⑱ [非公表システムC]	デジタル化		検討中
	⑲ [非公表システムD]	デジタル化		検討中
	⑳ [非公表システムE]	デジタル化		検討中
㉑ [非公表システムF]	デジタル化		検討中	
㉒ [非公表システムG]	デジタル化		デジタル化済	